別表1-2 (第3条関係)

助成事業	助成対象者	対象経費
緊急時介護人材	市町村(京都市以外の市町村については、設置者の場合に限る。)及	助成対象者が感染機会を減らしつつ、必要な介護サー
確保・職場環境	び府の区域(京都市の区域を除く。)に所在する新型コロナウイルス感	ビスを継続して提供するために必要な経費(京都市が助
復旧等支援事業	染者が発生又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合	成金交付事業を実施する場合にあっては、民間事業者が
	に限る。以下同じ)に対応した介護サービス事業所等で、以下のいず	緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業を実施す
	れかに該当するもの(福祉用具貸与事業所については6に該当する場	るために要する経費に対して京都市が交付する助成金
	合に限る。)	に要する経費)
	1 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等(職員	対象経費の例は別表2-2のとおり
	に複数の感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限	
	る。以下同じ)が複数発生し、職員が不足した場合を含む。)	
	2 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所、短期	
	入所系サービス事業所、介護施設等	
	3 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実	
	施した介護施設等(1及び2に該当する場合を除く。)	
	4 病床ひつ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設	
	等	
	5 1以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所	
	及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)を	
	除く。)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利	
	用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅	
	を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービ	
	スを提供した事業所	
	6 以下のいずれかに該当する者の利用者の受け入れや、応援職員の	
	派遣を行った介護サービス事業所等	
	(1)1に該当する介護サービス事業所等	
	(2) 感染症の拡大防止の観点から必要があり自主的に休業した介護	
	サービス事業所等	